

## 第 4 部 災害復旧計画



# 第 1 章 被災証明の発行

## 第 1 節 被災証明

[総務部、政策部]

被災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第 2 条に定める防災に関する事務の一貫として、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長及び消防署長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

### 第 1 被災証明の対象

被災証明は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

- (1) 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

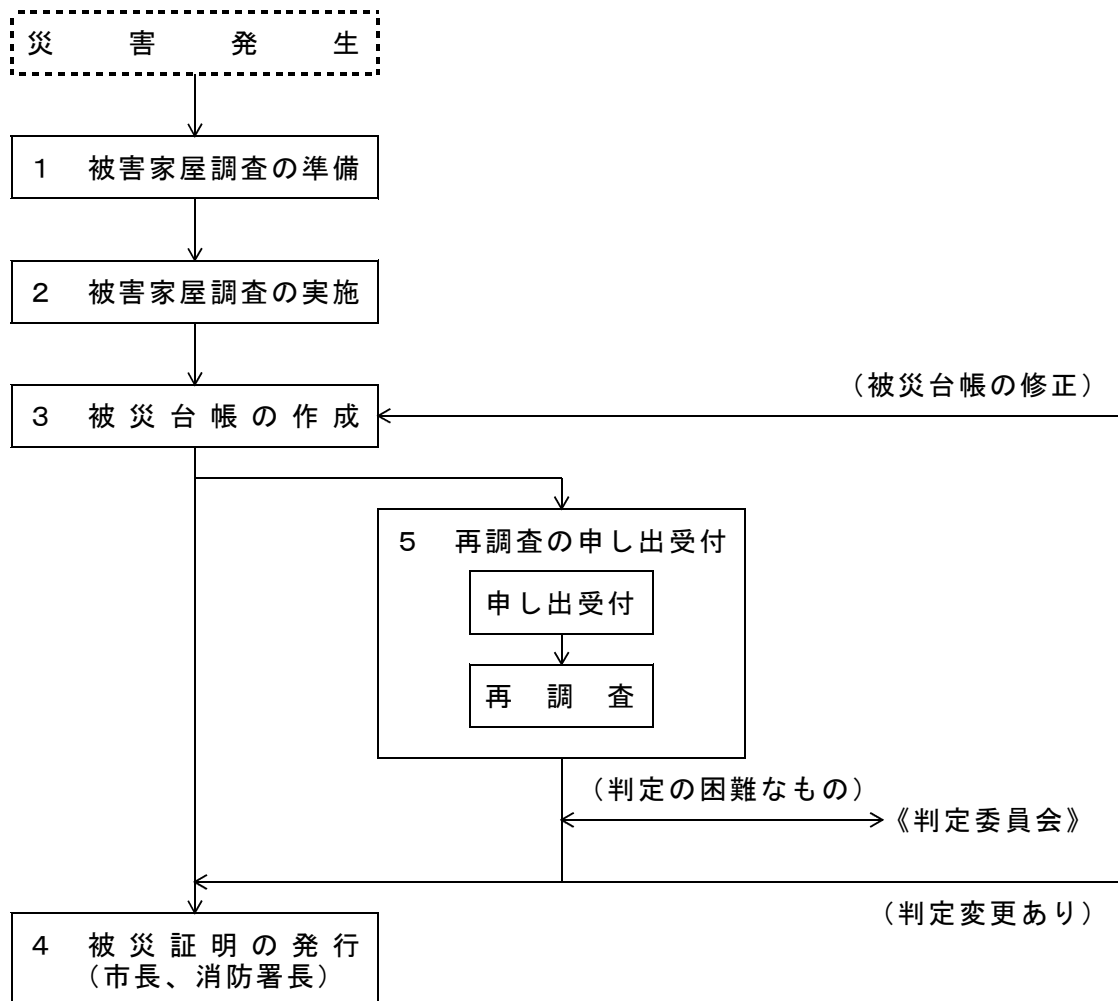
### 第 2 被災家屋の被害認定基準

上記第 1 に係る被災家屋の被害程度の認定基準は、災害救助法による認定基準に準じる。

「第 3 部第 1 章第 2 節 災害救助法の適用」参照

### 第3 被災証明発行の流れ

#### ■被災証明発行の流れ



#### 1 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、総務部財政班（財政課）は建設部建設班（建設課）とともに、次の準備作業を実施する。

- (1) 建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

- (2) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- (3) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

#### 2 被害家屋調査の実施

##### (1) 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1カ月以内実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について、被災者の申し出に基づき実施する。

## (2) 調査方法

被害家屋を対象に、2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとに内部立ち入り調査により実施する。

## 3 被災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、被災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、被災台帳を作成する。

## 4 被災証明書の発行

市長は、被災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋の被災証明書を1世帯当たり1枚を原則に発行する。

ただし、火災による被災証明は、消防署長が行う。

なお、被災証明の様式は別に定めるところによる。

【様式第15号】被災証明

## 5 再調査の申し出受付と再調査の実施

被災者は、被災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情が認められる場合を除いて、災害発生日から3カ月以内であれば再調査を申し出ることができる。

被害調査係は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じて被災台帳を修正し、被災証明を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

## 第4 被災証明に関する広報

被災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、被災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者への周知を図る。

## 第2章 被災者の生活支援

### 第1節 義援金の受付・交付

[総務部]

県及び篠山市社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関等との連携と協力のもとに、統一的な基準により義援金の受付・交付を行うことを基本とする。

ただし、災害の規模や被災状況に応じて、市災害対策本部長の判断により具体的な運用を決定する。

#### 第1 義援金の募集

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市内金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて住民に義援金の募集を呼びかける。

#### 第2 義援金の受付及び保管

篠山市社会福祉協議会内に義援金の受付窓口を開設し、状況に応じて金融機関において保管する。

#### 第3 義援金の配分

篠山市社会福祉協議会内に義援金配分委員会を設置し、関係機関と調整の上、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。

#### 第4 義援金の交付

被災者からの申請と被害調査結果をもとに発行される被災証明書により、義援金を交付する。

義援金の交付は、被災状況を勘案して早急に実施し、極力金融機関等への口座振込の方式で交付する。

## 第2節 災害弔慰金の支給等

[総務部]

市は、風水害等により被害を受けた人及び世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けを行う。

### 第1 災害見舞金

#### 1 災害障害見舞金

篠山市が定めている災害障害見舞金は、次のとおりである。

##### ■災害障害見舞金（篠山市）

対象		金額
災害による負傷者等障害者1人当たり	生計維持者	250万円
	その他の人	125万円

#### 2 死亡見舞金

兵庫県が定めている死亡見舞金は、次のとおりである。

##### ■死亡見舞金（兵庫県）

対象		金額	災害の規模
自然災害による死亡者1人当たり	兵庫県民等	10万円	①自然災害により死者が生じた時 ②知事がとくに必要があると認めた時
	その他の人	3万円	
その他の災害による死亡者1人当たり	兵庫県民等	5万円	①災害救助法による救助が実施された時 ②知事がとくに必要があると認めた時
	その他の人	3万円	

注) 兵庫県民等とは、次の人をいう。

- ① 県の区域内に住所を有す人
- ② 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する人
- ③ 県の区域内の学校に在学する人
- ④ その他これらに類する人

## 第2 災害弔慰金

篠山市が定めている災害弔慰金は、次のとおりである。

### ■災害弔慰金

対象		金額
死亡者 1 人 当 た り	生計維持者	500万円
	その他の人	250万円

【資料25】災害弔慰金の支給等に関する条例

## 第3 災害援護金

兵庫県が定めている災害援護金は、次のとおりである。

### ■災害援護金（兵庫県）

対象		金額	災害の規模
自然災害による	全壊・全焼・流失 1 世帯当たり	10万円	①篠山市内の被害数が25以上に達した時 ②知事がとくに必要があると認めた時
	半壊・半焼 1 世帯当たり	5万円	
	老人世帯等の床上浸水 1 世帯当たり	1万円	
	重傷の被災者 1 人当たり	1万円	
その他の災害による	全壊・全焼 1 世帯当たり	2万円	①災害救助法による救助が実施された時 ②知事がとくに必要があると認めた時
	半壊・半焼 1 世帯当たり	1万円	

注1) 被害数は、住家の全壊・全焼を1、半壊・半焼は1/2、床上浸水は1/3で計算する。

2) 老人世帯等とは、次の世帯をいう。

①老人世帯 ②重度障害者世帯 ③母子世帯 ④被保護世帯

## 第4 災害援護資金

### 1 生活福祉資金

生活福祉資金は貸付制度であり、このうち災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費を貸し付ける資金として、災害援護資金がある。

#### (1) 対象者

低所得世帯で被災による困窮から資金の融資を受けることにより独立自活できると認められる世帯

(2) 貸付限度額 150万円

(3) 償還期限 10年以内

(4) 貸付利率 据置機関3年（特別の事情があると認められる場合は5年）

(5) 据置期間経過後は年3%

### 第3節 被災者生活再建支援制度

[総務部]

#### 第1 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。(法第1条)

#### 第2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

(法第2条第1号、政令第1条、防災局長通知第一、第二)

#### 第3 対象世帯と支給限度額

##### 1 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、全壊（全焼、全流出）した世帯、または住宅全壊世帯と同等に被害を受けたと認められる世帯（※1）で、世帯主の年齢及び世帯に属する者の収入合計額（＝世帯全員の総所得金額の合計額）により、下表の区分に該当する世帯及び要援護世帯（※2）が対象となる。

	収入合計額	総所得額の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
				複数世帯	単身世帯
①	500万円以下の世帯	346万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円
②	500万円超 700万円以下の世帯	346円超 510万円以下の世帯	被災日において世帯主が 45歳以上または要援護世帯	50万円	37.5万円
③	700万円超 800万円以下の世帯	510万円超 600万円以下の世帯	被災地において世帯主が 60歳以上または要援護世帯	50万円	37.5万円

(法第3条、政令第4条第1項、第2項、規則第4条)

- \* 世帯主、世帯に属する者及び要援護世帯の認定は、原則としてその居住する住宅に被害が発生した日を基準とする。(事務次官通達第三2(3))

※ 1 住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯

- ① 居住する住宅が半壊（半焼）し、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、又は住宅に居住するために必要な補修費用が著しく高額となること、その他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯。
- ② 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯  
(法第 2 条第 2 号、政令第 2 条、防災局長通知第四 2)

2 収入額の算定

収入の算定は、世帯が居住する住宅が自然災害により被害を受けた日（被災日）の属する年の前年の収入（被災日が 1 月から 5 月までの間である場合は、前々年の収入）について行うものとし、当該収入の額は、当該収入が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の地方税法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。）に係る同法第 3 1 3 条第 1 項に規定する総所得金額が次の表の左欄に掲げる額である場合の区分に応じ、右欄の算定式により計算した額を言う。

したがって、世帯の中の所得のある人全てについて収入額を算定し、その収入額の合計額を基準とする。

総所得金額	収入の額
97万5千円以下	総所得金額 + 65万円
97万5千円を超え、108万円以下	総所得金額 ÷ 0.6
108万円を超え、234万円以下	(総所得金額 + 18万円) ÷ 0.7
234万円を超え、474万円以下	(総所得金額 + 54万円) ÷ 0.8
474万円を超え、780万円以下	(総所得金額 + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(総所得金額 + 170万円) ÷ 0.95

(法第 3 条、規則第 4 条)

第 4 支給方法と支給の対象となる経費

1 支給方法

支援金は、世帯主本人名義の金融機関の口座に振り込みます。なお、世帯主名義の口座を開設していない場合、その他やむを得ない事情により現金等による支給を希望する場合には、基金の担当窓口で相談に応ずる。

2 支給の対象となる経費

支給の対象となる経費は、次のとおり、「通常経費」と「特別経費」に区分されている。

(1) 通常経費

- ① 被災世帯の生活に必要な物品等の購入費又は被災により故障及び破損した物品等（本事業の対象とする物品と同種のもの）の修理費

また、購入又は修理された物品等を使用するために必要となる付属品の購入や設置の工事に必要な費用も対象となるので、申請の際には、物品の購入費もしくは修理費に加算して申請することができる。

(対象となる物品とその範囲)

- ・ 自動炊飯器
- ・ 電子レンジ（オーブンレンジの類も対象）
- ・ ガステーブル（ガスコンロ、電気コンロの類も対象）
- ・ 電気冷蔵庫
- ・ 電気掃除機
- ・ 電気洗濯機
- ・ ミシン
- ・ 電気アイロン
- ・ 扇風機
- ・ たんす（和たんす、洋服たんす、整理たんすの類が対象）
- ・ 座卓
- ・ 食堂セット（いわゆるダイニングセットの類が対象）
- ・ 食器戸棚（茶たんすの類も対象）
- ・ 照明器具（室内用のものを対象）
- ・ 鏡台
- ・ 寝具（敷ぶとん、掛ぶとん、毛布、シーツ、枕などを対象。また支給の対象となる数量は世帯人数分まで。ベッドは対象外）
- ・ 自転車
- ・ 電話機
- ・ テレビ
- ・ ラジオ（ラジオ付きカセットテープレコーダー及びコンパクトディスクプレーヤーの類も対象）

(法第3条、政令第3条第1号、規則第1条、事務次官通達第四2(1)、防災局長通知第五)

- ② 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）

引っ越しをする場合に必要となる家財の運送費用が対象となる。ただし、応急仮設住宅など一時的な住居又は避難を目的とする住宅への引っ越しは対象とならない。

(対象となる運送費の範囲)

- ・引越専門業者又は運送業者の荷役に対する対価
- ・レンタカー代（燃料費も対象）
- ・有料道路の通行費用
- ・運送に必要な人件費 など

(2) 特別経費

- ① 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により、生活に必要な物品の購入費又は修理費

世帯が居住する地域や世帯の構成により、支給の対象となる種類や数量が異なる。また、それぞれの物品には1点あたりの支給限度額があります。

したがって、特別経費の対象となる物品の購入価格については、支給限度額の範囲内での申請が必要になる。 (政令第3条第2号、規則第2条)

- ② 住居に移転するための交通費

鉄道、航空機、バス、タクシー等交通機関の利用料金が対象となる。ただし、応急仮設住宅など一時的な住居または避難を目的とする住宅への引っ越しは対象とはならない。 (政令第3条第4条、事務次官通達第四2(3))

- ③ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価

賃貸住宅に入居する場合に必要な、いわゆる礼金の類で賃貸借契約が終了し、住宅を明け渡す際に賃貸人から返還されない費用が対象になる。

したがって、賃貸借契約の終了時に返還される敷金の類は対象とならない。

(政令第3条第5号、事務次官通達第四2(3))

- ④ 自然災害により負傷し、又は病院に係った場合に必要となる医療費

医療費は自然災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に支払われる費用で、社会保険、健康保険、国民健康保険、日雇労働者健康保険、共済組合など法令の規定に基づき、給付される医療費を補てんする保険金の額を控除した自己負担金対象となる。

また、被災前から負傷し、又は病院にかかっている方が自然災害により、その症状が悪化し、通院期間が伸びたなどの事実が医師による診断等で確認できる場合には、その利用費についても特別経理の対象となる。

(対象となる医療費の範囲)

- ・医師、歯科医師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師による診断、処置、手術その他の治療及び施術に必要な費用
- ・上記の診察等を受けるために必要となる通院費、医師等の送迎費、入院入所に係る部屋代、食事代
- ・医薬品の購入費（薬事法に基づくものが対象）
- ・保健婦、看護婦及び准看護婦から受ける療養上の世話（保健婦助産婦看護婦法に基づく業務として行われるものが対象となる。）を受けるための費用。
- ・保健婦、看護婦及び准看護婦以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話を受けるための費用

(政令第3条第6号、規則第3条、事務次官通達第四2(3)、防災局長通知第八)

## 第5 通常経費及び特別経費の支給限度額

- 1 各経費に対して支給される限度額は、世帯の収入合計額や世帯主の年齢等による支給限度額の区分（第3の1対象世帯と支給限度額の表参照）による世帯区分に応じ、次のとおりである。

世帯区分	通常経費 限度額	特別経費 限度額
複数世帯（支給限度額が100万円）	70万円	30万円
（支給限度額が50万円）	35万円	15万円
単身世帯（支給限度額が75万円）	55万円	20万円
（支給限度額が37.5万円）	27.5万円	10万円

（法第5条、政令第4条、規則第7条）

### 2 支援金の支給

通常経費及び特別経費については、次のとおり概算で支給することができる。

(1) 通常経費

限度額まで全額概算払いが可能。（但し、支出見込額の範囲内）

(2) 特別経費

限度額の2分の1まで概算払いが可能（但し、支出見込額の範囲内）

（政令第4条第3項）

## 第6 特別経費の対象となる物品

### 1 特別経費の対象となる物品

- (1) 特別経費の対象となる物品の種類、1点あたりの支給限度額又は数量は、次のとおりである。

物 品	物品 1 点あたりの 支給限度額（円）	支給の対象となる数量等
ルームエアコン	185,000	ルームエアコン、ストーブ、電気ごたつ、電気カーペットのうち合計2まで。ただし、ルームエアコンは1台に限る。ストーブは、石油、ガス、電気を燃料とするストーブ又はファンヒーターが対象となる。
ストーブ（温風機を含む）	50,000	
電気ごたつ	35,000	
電気カーペット	35,000	
防寒服	85,000	世帯に属する者の数
ベビーベッド	50,000	世帯に属する乳児の数
うば車（ベビーカー）	55,000	
学生服	40,000	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、高等専修学校、養護学校、聾学校、盲学校に就学する者の数
学習机	85,000	
眼鏡	45,000	
コンタクトレンズ	45,000	
補聴器	140,000	
その他の医療用具又は福祉用具	2を参照	

（政令第3条第2号、規則第2条第3項、規則第8条第1項、防災局長通知第六（1））

(2) 特別経費の冷暖房器具の購入対象となる都道府県

物 品	対象となる都道府県
ルームエアコン	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、山梨県、又は長野県を除く都道府県
ストーブ（温風機を含む）	沖縄県を除く都道府県
電気ごたつ	北海道、青森県、秋田県、東京都、神奈川県又は沖縄県を除く府県
電気カーペット	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県を除く府県

※ 当該物品が対象とならない都道府県にあっては、被災世帯が居住する地域（主に市区町村）において、当該物品の普及率が70%程度以上と認められる場合には、市区町村に対象とすることができる。

（政令第3条第2号、規則第2条第1項、第2項、事務次官通達第四2（3）、防災局長通知第十四）

## 2 その他の医療用具又は福祉用具

その他、特別経費の対象として認められる医療用具又は福祉用具は、以下のものの類を対象とする。

・ 血圧計 ・ 低周波治療器 ・ 温熱治療器 ・ 車いす ・ 電動車いす ・ 歩行器  
・ 歩行補助つえ ・ 盲人安全つえ ・ 点字器 ・ 義眼 ・ 義肢 ・ 排便補助具  
・ 収尿器 など

(政令第3条第2号、規則第2条第1項、防災局長通知第六(2))

## 3 暖房器具の支給限度額の特例

被災世帯の居住する地域の寒冷度が高い場合には、必要な手続きを経て、限度額を別に定めることができる。  
(規則第8条第2項、防災局長通知第十五)

## 第7 手続き

### 1 提出書類

支援金を申請する際には、次の書類が必要になります。

- (1) 被災者生活再建支援金支給申請書
- (2) 通常経費支給申請内訳書
- (3) 特別経費支給申請内訳書

物品の購入実績等を確認できる書類(領収書、契約書(写し)、通院証明書など)が必要。

- (4) 住民票又は外国人登録済証明書(世帯全員及び続柄の記載があること)
- (5) 住宅の罹災証明書の写し
- (6) 所得証明書など

世帯全員について、市町村が発行する前年(1月～5月までに被災した場合は、前々年)の総所得金額を確認できる書類

- (7) 預金通帳の写し(銀行・支店名・預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの)

※半壊(焼)世帯と要援護世帯はこれに加えて次の書類が必要となる。

- (8) 半壊(焼)世帯は、やむを得ない事由により解体したことを確認できる書類。

被災者生活再建支援金支給申請書に、解体した理由を記入するとともに、解体証明書、登記簿謄本(減失登記済)、解体にかかる三者契約書、解体業者の領収書の写しなど、解体が確認できる書類の添付が必要となる。

- (9) 要援護世帯は、要援護世帯であることを確認できる書類

(防災局長通知第十二, 3)

## 2 申請期間及び申請回数

- (1) 支援金の申請期間は、自然災害が発生した日から起算して、13ヶ月を経過する日までとなっている。また、自然災害が発生した日から起算して、14ヶ月を経過する日までに支出される経費が対象となります。
- (2) 申請は、原則として世帯主の方からの申請となっているが、特段の事情がある場合には代理人による申請も可能である。
- (3) 申請は、申請期間中3回までである。
- (4) 世帯主の方が申請することができないやむを得ない事情などがある場合には、申請期間を延長することができます。

(規則第9条、事務次官通達第四3, 第五1, 防災局長通知第十2, 8)

## 3 実績報告書の提出期間

申請者は、通常経費又は特別経費について概算支給を受け、購入(修理)予定又は支出予定としていた経費に対して支援金を支出したときには、通常経費、特別経費の別に、速やかに、「別途実績報告書」を自然災害が発生した日から起算して15ヶ月を経過する日までに提出する必要がある。(事務次官通達第五3)

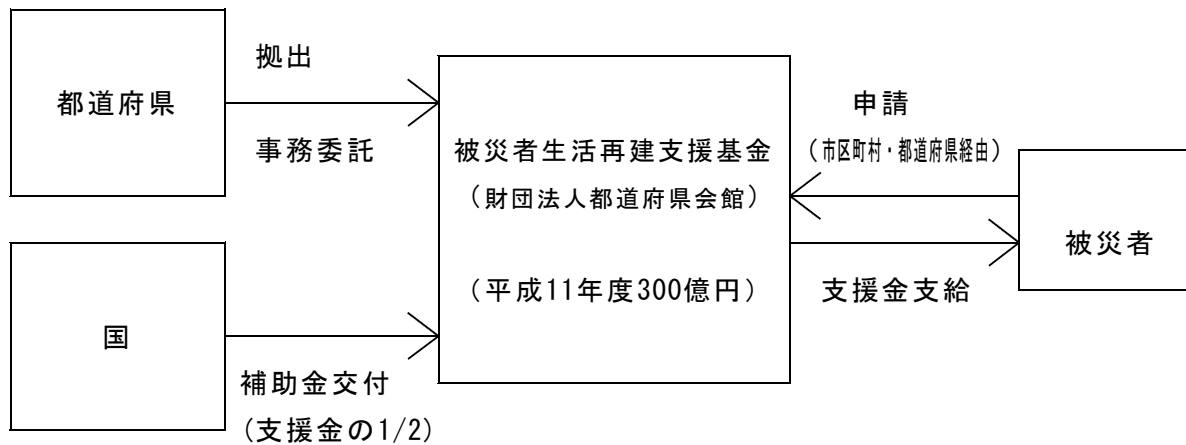
## 第8 支援制度の実施期間

財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法第6条に基づく被災者生活再建支援法第6条に基づく被災者生活再建支援基金として指定された。基金の業務は次のとおりである。

- 1 法第3条の規定により支援金の支給を行う都道府県に対する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 2 法第4条の規定により都道府県の委託を受けて、支援金の支給を行うこと。この場合、基金は、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。
- 3 1及び2に付帯する業務を行うこと。

(法第6条、法第7条)

## 第9 支援金支給の仕組み

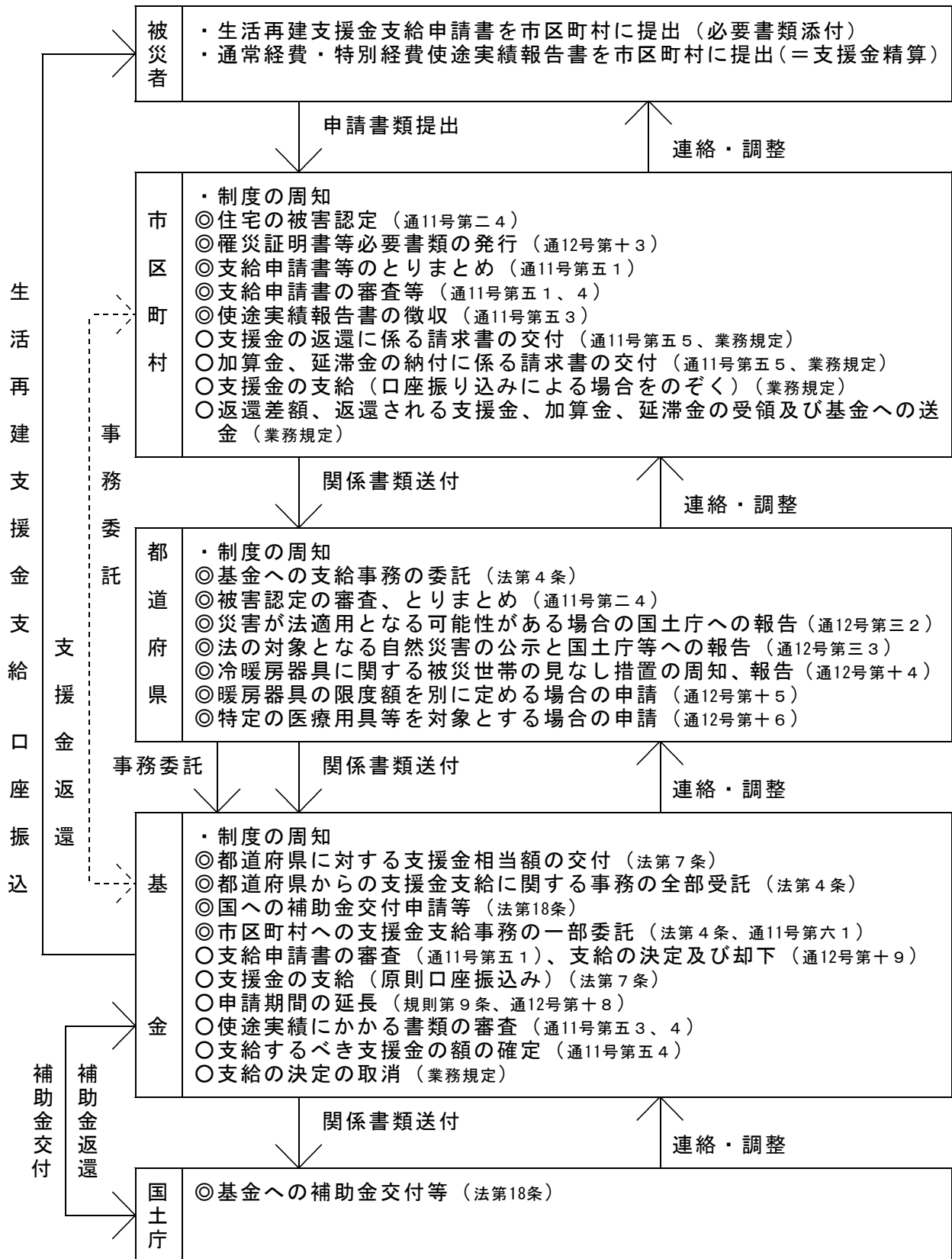


## 第10 支援金支給の開始（抛出日平成11.4.5）

支援金の支給は、都道府県の基金に対する資金の抛出があった被災者として内閣総理大臣が告示する日以降に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用になる。

（法附則第1条）

# 第11 支援金の支給にかかる事務体制



(註)

1 上記は、都道府県が基金に事務の全部を委託し、基金が市区町村に事務の一部を委託した場合を想定。

2 「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

## 第12 その他

### 1 支援金の支給事務の委託

都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託することができる。また、都道府県（当該都道府県が支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託した場合にあっては当該基金）は、支援金の支給に関する事務の一部を市区町村に委託することができる。

（法第4条）

### 2 国の補助

基金が都道府県に交付する額又は基金が支給する支援金の額の2分の1に相当する額について国から補助金が交付される。

（法第18条）

※ 【対象となる要援護世帯について】

支給対象となる要援護世帯		必要な書類
心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保険福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯	・療育手帳の写し ・医師の判定等障害の程度が確認できる書類
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・精神障害者保健福祉手帳の写し
1、2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯	・身体障害者手帳の写し
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯	・障害の等級が1級の年金証書の写し
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている重度障害児、特別障害者手当が支給されている特別障害児、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯	・手当証書等の写し
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯	・戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生大臣の認定を受けている方が同居している世帯	・①被爆者健康手帳の写し ・②厚生大臣の認定書の写し
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特級～2級に該当する方が同居している世帯	・決定通知書など障害の程度が確認できる書類
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯	・医師の診断書等
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1、2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯	・市区町村長及び福祉事務所長の認定を受けていることが確認できる書類
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯	・各種医療受給者証等の写し
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯（児童とは、被災日において満18才未満の方又は20才未満で一定の障害の状態にある方をいう）	・児童扶養手当証書の写し 又は戸籍謄本等
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に監護されない児童が同居している世帯	・児童扶養手当証書の写し 又は戸籍謄本等
生活保護世帯	生活保護法による保護を受けている世帯	・生活保護適用（受給）証明書

# 第3章 金融その他資金対策

## 第1節 生活確保対策

[総務部、関係各部]

災害を受けた生活困窮者等がすみやかに再起できるように、市税徴収の猶予及び減免の措置、雇用の確保、住宅の再建について定める。

### 第1 税・使用料等の徴収猶予及び減免

被災した住民や事業者等に対し、地方税法又は市条例あるいは臨時の特例措置により、税・使用料等の納入に関して、期限の延長及び減免措置を、それぞれの事態に応じて適時適切に講じる。

#### 1 市税の納税緩和措置

##### (1) 期限の延長（地方税法第20条の5の2）

被災した納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認める時は、次の方法により災害がおさまったあと2カ月以内限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、災害がおさまった後、被災した納税義務者等による申請があった時は、市長が納期限を延長する。

##### (2) 徴収猶予（地方税法第15条第1項）

被災した納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められる時は、その人の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる時は、さらに1年以内の延長を行う。

##### (3) 滞納処分の執行の停止等（地方税法第15条の7第1項）

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

##### (4) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

###### ① 個人住民税

被災した納税義務者本人又は住宅・家財の被災の程度に応じて、納期未到来分に係る税額につき減免を行う。

###### ② 固定資産税・都市計画税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて、納期未到来分に係る税額につき減免を行う。

## 2 使用料等の減免措置

災害により甚大な被害を被り、通常の生活を確保することが困難となった人に対し、次の事項について納期限の延長又は減免措置を実施する。

- ① 諸証明手数料
- ② 保育園徴収金等
- ③ 国民健康保険税
- ④ 営業許可等申請手数料
- ⑤ 駐車場使用料
- ⑥ 市営住宅使用料
- ⑦ 建築確認申請手数料
- ⑧ 幼稚園保育料
- ⑨ 水道料金
- ⑩ 下水道使用料
- ⑪ 診療所使用料

## 第2 雇用の確保

災害により職業を失った人に対する雇用の確保については、市内事業者に対して被災者の優先的な雇用の促進を要請するとともに、県労働部及び公共職業安定所に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などによる早期再就職の促進策の要請を行う。

## 第3 住宅の再建

災害直後の住宅応急対策を実施した後、恒久住宅の再建を図る上で必要な特定優良賃貸住宅の募集等の支援策の紹介や、建築・税金・融資等の相談を受ける住宅総合相談所を開設する。

## 第2節 住宅金融

[建設部]

災害により住宅に被害を受けた人に対しては、「住宅金融公庫法」の規定により資金の斡旋等を行う。

### 第1 災害復興住宅資金

被災地の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する場合は、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるように、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため市においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

### 第2 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となった場合は、融資の希望者、被害程度その実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を住宅金融公庫に申し出るとともに、被災者に融資制度の内容を周知せしめる等必要な処置をとり、借入申込みにあたって、その手続き上の指導を行う。このため市においては、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

### 第3 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を受けた関連住宅を移転又は、建設しようとするものに対する融資の斡旋について、市は災害復興住宅資金と同様の措置を講じる。

### 第4 住宅緊急改良資金の貸付

市は、被害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改良・補修に要する資金の斡旋を行う。

### 第3節 農林・商工業金融対策

[産業経済部]

災害により被害を受けた産業に対し、社会秩序の維持や経済の安定を図るため、金融対策について定める。

#### 第1 農林業者対策

市は被災農林業者に対して、その経営の安定化を図るため次の措置をとる。

- (1) 農業協同組合等の金融機関が、被災農林業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導・斡旋
- (2) 「天災融資法」による経営資金等の融資措置の促進、並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 「農林漁業金融公庫法」に基づく災害復旧資金の融資斡旋
- (4) 「自作農維持資金融通法」による自作農維持資金の融資斡旋
- (5) 農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期間の延期等の措置

#### 第2 商工業者対策

被災商工業者に対して、その経営の安定を図るため、次の措置をとる。

- (1) 政府系及び一般の金融機関に対し、協力融資につき依頼する。
- (2) 地元銀行に対し、市の資金を預託し、貸付条件の円滑化を図るように努める。

# 第4章 公共施設の災害復旧計画

災害復旧対策として市で実施するものは、おおむね次の計画による。

## 第1節 災害復旧事業計画

[関係各部]

災害応急対策計画に基づく応急復旧活動に引き続き、次の事業計画について作成し、復旧事業の円滑な推進を図る。

なお、災害復旧事業計画の作成にあたっては、建設に関する基本計画（総合計画）におけるまちづくりの方向性と被災状況等を勘案しつつ、災害に強いまちづくりの推進等の中・長期的な復旧・復興の基本方向を示す災害復興計画等との整合を図る。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
  - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - ② 砂防設備災害復旧事業計画
  - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ④ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林業施設災害復旧事業計画（農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 上（簡易）・下水道・廃棄物処理施設災害復旧事業計画（下水道法・清掃法・水道法）
- (5) ガス施設災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 住宅災害復旧事業計画（公営住宅法等）
- (10) 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症予防法）
- (11) その他の災害復旧事業計画

## 第2節 公共事業に対する資金計画

[総務部、関係各部]

災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切で効果的な資金の融資・調達を行うため、必要な措置を講じる。

- (1) 災害関係経費に係る資金需要を迅速・的確に把握する。
- (2) 一時借入金及び起債の前借り等により、災害関係経費を確保する。
- (3) 地方交付税の繰り上げ交付を国へ要望する。
- (4) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業遂行計画に万全を期す。
- (5) 激甚災害が発生した場合には、災害状況をすみやかに調査・把握し、早急に「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害に係る財政援助措置」による激甚災害として指定されるように、資料の整備、関係機関への要望等の措置を講じる。

### 第3節 激甚災害の指定

[総務部、関係各部]

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある。

#### 1 激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

#### 2 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、すみやかに特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、県の関係部局に提出する。

#### 3 激甚法に定める事業

激甚災害に関する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- ⑨ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防施設災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

##### (2) 農林業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林業者に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 中小企業近代化資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費補助の特例
- ⑥ 被災者公営住宅建設事業に対する特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例